

2020年5月第1回臨時議会（5月1日）
松谷清議員 第124号議案に関する質疑全文
令和2年度静岡市一般会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対する追加緊急対策として、特別定額給付金の給付や感染拡大防止協力金の支給に要する経費の増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、71,985,000千円の増額となった。

○議長（遠藤裕孝君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、松谷 清君。

○36番（松谷 清君） それでは、議案質疑をさせていただきます。

コロナ感染症対策のための臨時議会が、昨日、静岡市、静岡県でコロナウイルス感染による死亡者が初めて発生するという緊張感の中で開催されております。お亡くなりなされた方に御冥福をお祈りいたします。

濃厚接触者は介護施設の入居者16人、施設関係者15人、救急隊員6人、37名ということにあります。濃厚接触者の御家庭に高齢者や基礎疾患を持たれている方々がいた場合など、自宅ではなく一時的に待機する宿泊施設も必要となります。隔離病棟で勤務されている医療関係者には、状況に応じてそうした施設が必要になります。

また、4月17日に多床室の個室化補助予算を可決しておりますけれども、残念ながら、今回の事態は、施設面は大きな課題に直面いたしております。コロナ感染対策が日々新たな対応に迫られております。

安倍首相は、本日、専門家会議の意見を聞いて、5月末までの緊急事態宣言の延長を公表するとしております。そして、国会では特別定額給付金一律10万円、休業協力金に関わる地方創生臨時交付金など補正予算が可決されました。

三島市議会は昨日開催されておりますが、県内各議会の多くが、緊急だからと当局依存の議員活動の自主規制に入っている中、市民の命、暮らし、経済を守るために2回目の臨時会開催は時宜を得たものであります。

今回、議案第124号、議案質疑の枠を超えないよう努力しながら質問させていただきます。

まずは、財政局にお伺いいたします。

補正予算の財源でありますけれども、今回コロナ対策費として2回目の財政調整基金からの11億4,020万円の取崩しとなります。今回の補正の財源として財政調整基金から取り崩す理由は何か、伺います。

次に、4月17日の臨時議会、総務委員会では、財源確保について繰越金、予備費、コロナ関連での中止となる事業費の流用の検討など答弁されております。第2弾、第3弾の拡大防止財源が求められることは必至であります。

24日の市長・酒井商工会議所共同記者会見で、酒井会頭は、非常時であり、平常時で作られた予算なんだから、公共投資で強化しなければ壊れてしまう橋とかは別だが、1年延ばしても困らないようなものは延ばすべきだ、と発言されております。

今後の新型コロナウイルス感染防止対策のための財源確保についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

次に、市民局にお伺いいたします。

特別定額給付金10万円についてであります。3点お伺いします。

4月24日に市民グループ、共通番号制を考える会・静岡から、10万円の一律給付に関する要望書が提出されております。

そこで、3点お伺いいたします。

1つは、DV被害者、児童養護施設に入所している児童、里親家庭の児童、ホームレスの方々への支給はどのように行うか。

2つ目に、住民基本台帳の登録地が異なる方がいると思われれます。そういったの方々への配慮はどうされるか。

前回 2009 年に実施された定額給付金送付の際、不着となった件数がどのくらいあるのか伺っておきたいと思
います。

3点目に、本人確認書類としてマイナンバー、運転免許証等の写しが挙げられておりますけれども、健康保険
証など、そのほかのものは考えていないのか、伺います。

次に、経済局にお伺いいたします。

休業要請協力金についてお伺いします。

4月16日に全国に新型コロナウイルス緊急事態宣言が発令され、新型インフルエンザ特別措置法による休
業要請が静岡県知事権限になったわけではありますが、その権限があるにもかかわらず、35市町の判断に任せ
るとする分権型にも見える、しかし一方で、丸投げと言わざるを得ない静岡県の対応となりました。

こうした中で、4月22日、田辺市長の法第45条の対象となっていなかった飲食店を含む休業協力金の支
給の表明、そして夕方には浜松市の協力金額50万円の公表、23日に市長会の要望、そして一転、県知事
の突然のスタンスの変更があり、休業要請協力金20万円の支給が決定されました。

そこで、3点質問いたします。

1つは、今回提案となっております市長の判断ということではありますが、静岡市はなぜ法第45条の枠外
である飲食店に休業要請となったのか、お伺いいたします。

2つ目に、福岡市では飲食店などへの家賃補助の方向性が提示され、また自宅営業の方々の取扱いが課題
となり、固定資産税の減免も検討し得る状況が発生しておりました。

静岡市は、浜松市と並んで50万円、複数店の場合100万円と決めました。国会では、与党から融資と公的
援助のパッケージ方式、野党からは家賃猶予法案として議論されております。休業協力金50万円とした理由
について伺いたいと思います。

3点目に、市長が休業要請を行うコメントを出した後に、静岡県は結局休業要請を行うことになったわけであり
ますけれども、どのように受け止めたのか、伺っておきたいと思います。

1回目、質問終わります。

○財政局長(川崎 豊君) 2点の御質問にお答えします。

財政調整基金を取り崩す理由についてですが、補正予算の一般財源としては前年度からの繰越金を活用す
ることが通例ですが、現時点において令和元年度の決算額が確定しておらず、繰越金を見込むことができない
ことから、財政調整基金の取り崩しにより対応することといたしました。

次に、今後の財源確保についてですが、まずは国の緊急経済対策に基づく新型コロナウイルス感染症対応地
方創生臨時交付金をはじめとした国庫支出金及び県支出金等を最大限活用していく予定です。

また、財政調整基金をはじめとする基金の活用のほか、4月15日に発出した令和2年度当初予算の執行に
係る通知において、予算の見直しをすることとしており、あらゆる面から財源確保に努めてまいります。

○市民局長(深澤俊昭君) 特別定額給付金についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、DV被害者等への支給についてですが、今回の特別定額給付金の支給対象者は、基準日である令和
2年4月27日において住民基本台帳に記録されている方となっておりますが、配偶者からの暴力を理由に避
難している方で、一定の要件を満たし、その旨を申し出た場合は、申出者の住民票が所在する市町村ではな
く、申出者が居住する市町村から支給することとなっております。

また、この場合において、配偶者等から申出者分の給付金について申請があった場合でも、配偶者等に対す
る支給を行わないこととされております。

同様に、児童福祉施設等に入所している児童や里親に養育を委託されている児童についても、当該施設等
の所在地の市町村から支給することとされております。

現在5月8日までを全国統一の自治体間での連絡調整期間とし、対象者の把握を行っているところであります
が、期間終了後も引き続き本市に居住する配慮が必要な方々に対する支援を進めてまいります。

次に、ホームレス等住所の定まっていない方についてですが、現在、住民登録のない方でもいずれかの市町
村に登録することで特別定額給付金を受給できます。そのため、まずは制度の内容について知っていただくこと
が重要と考えておりますので、福祉部局と連携し、制度を要約したチラシを配布するなど、周知を図ってまい
ります。

次に、住民基本台帳に記録されている住所と居住地が異なる方への対応についてですが、住民基本台帳に記録されている住所に居住していないなどの理由により、申請書が御本人に届かないケースが一定数あると思われる。そのため、国及び各自治体が制度の周知に取り組むことが重要です。

本市においても、市民の皆さんに広く制度について知っていただくため、ホームページや広報紙、ポスター、チラシ、その他様々な広報媒体を活用し、PRを行ってまいります。

併せて申請書が届かない旨の申告があった方などについては、再度居住地への送付を行うなど、対象となる全ての方が受給できるよう努めてまいります。

なお、平成 21 年に実施された定額給付金申請書送付の際の返戻数は 2,052 件で、発送件数全体の約 0.7%でした。

最後に、申請書に添付する本人確認書類についてですが、現在、国から示されている申請書の様式では本人確認書類としてマイナンバーカード、運転免許証のほか、健康保険証、年金手帳の写しが示されております。

○危機管理統括監(海野 強君) 休業要請に関する2点の質問にお答えいたします。

まず、飲食店などに対し、なぜ市独自で休業要請したのかについてですが、飲食店は一般的に同時に複数の方々が長時間利用される場合が多い施設であり、また、本市には食事のために感染拡大地域からの来訪者が予想されることから、感染の拡大を招くのではと判断いたしました。

特に、人の往来が激しくなる大型連休期間中における感染拡大を憂慮し、行政が人の移動を抑え、少なからず市民が安全に生活することのできる状態とするため、知事の休業要請の対象外ではありますが、飲食店などの食事提供施設に対し、独自に休業の協力を要請したところです。

次に、知事による休業要請についてですが、本年4月16日、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されたことを受け、本市としてもこれまで行っていた公共施設の運営見直しに加え、民間事業者にも休業等の要請が必要であり、市独自でも取組むと表明してきたところです。

併せて、本来必要とされる休業要請は県内で統一的な対応を取ることが望ましいことから、県市長会と町村会で県内 35 市町全ての意見を取りまとめ、知事に対応を要請いたしました。

知事からは、その場で休業要請を行う考えを示されたことから、私どもの要請を真摯に受け止めていただいたと考えております。

○経済局長(加納弘敏君) 感染拡大防止協力金を 50 万円にした理由についてですが、今回の協力金は休業要請に御協力頂いた事業者の皆さんに応えるものであり、この金額については制度をいち早く打ち出した東京都をはじめとする他の都道府県、また県内市町のうち同じ政令指定都市である浜松市の事例、さらには県の協力金交付金制度等を総合的に勘案し、決定いたしました。

○36 番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。財源確保の問題については、あらゆる予算の見直しという答弁をいただいたわけでありますけれども、またこれについては討論で述べたいと思います。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

今回の特別定額給付金について、総務大臣は迅速、非接触、自治体の負担軽減の3原則を打ち出しております。この予算には 69 万 7,000 人の住民への給付金だけではなく、事務経費5億 2,800 万円の提案もなされております。

この事務費、人件費の内訳、また会計年度任用職員の雇用も提案されておりますけれども、どのような業務を想定しているのか、お伺いしたいと思います。

次に、経済局にお伺いいたします。

休業要請協力金についてであります。

市長・酒井会頭との記者会見で、1,000 平米以下の方々の取扱いが質問テーマとなり、酒井会頭が、損失があるようなことがあれば、静岡市に要請もあり得る、それに市長は、検討の余地があると発言されているわけがあります。

4月28日にエステ、美容・理容に関わる事業主の皆さんから、310名の署名をもって、エステ、美容サロン、リラクゼーション業の対象面積の制限を変更することを求める要望書が市長に提出されております。

なぜ商業施設の1,000平米以下を休業要請の対象としなかったのか。また、休業要請を行った1,000平米を超える施設は一体どれくらいあるのか、伺っていききたいと思います。

次に、4月23日に静岡商工会からも要望がなされました。今回、飲食店が休業することにより、影響を受けると考えられる生鮮三品、魚、肉、野菜の事業者及び酒販店に対する経済支援についてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

3点目に、休業要請協力金の対象範囲をどうするかは、当事者の皆さんにとっては生き死にに関わる問題でもあります。17億円の予算をどのように算定されたのか伺って、2回目の質問を終わります。

○市民局長(深澤俊昭君) 特別定額給付金に関する予算要求経費についての2点の御質問にお答えいたします。

初めに、事務費及び人件費の内訳についてですが、まず、事務費としては市内およそ31万9,000世帯に確実に給付するためのシステム構築に加え、申請書発送から振込データの入力、振込通知の発送に至るまでの一連の業務及びその進行管理、並びにコールセンター業務、その他の附帯業務などの委託料、次いで申請書類の郵送料、給付金の振込手数料等の役務費、その他消耗品購入等に係る需用費等を合わせ、合計5億1,000万円余を計上しております。

人件費については、事務局職員10人分の事業完了までに要する約6カ月間の時間外勤務手当及び会計年度任用職員2人分の報酬等で1,700万円余を計上しております。

次に、会計年度任用職員の業務についてですが、申請に関する電話対応、窓口対応のほか、特別定額給付金事務局が行う各種業務のサポートを想定しております。

○危機管理統括監(海野 強君) 商業施設の1,000平方メートル以下を休業要請の対象としなかったことについてですが、静岡県知事が行う休業の要請対象となる施設は、法令により施設の種類や規模が定められているものであり、小売店やサービス業などの商業施設については、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限るとされております。

これは、1,000平方メートルを超える大規模な商業施設が市内外からの不特定多数の人を集めるおそれがあることなどから、この規制の対象とされたものでございます。

なお、休業要請の対象となる1,000平方メートルを超える商業施設は5施設となっております。

○経済局長(加納弘敏君) 2点の質問にお答えいたします。

まず、生鮮三品の事業者等に対する経済支援についてですが、これまで本市ではセーフティネット保証の認定や県の経済変動対策貸付と協調した特別利子補給制度など、資金繰り支援等を行ってきました。

これに加え、国では売上高が前年同月比50%以上減少する事業者に対しまして、持続化給付金の支給を今月から始めることとしております。

今回、飲食店が休業することにより、休業する事業者だけではなく、取引のある事業者にも影響があるものと考えられるため、それら各方面に与える影響を把握した上で、今後必要な支援について検討していきたいと考えております。

続きまして、今回の予算の算定についてですが、平成28年の経済センサスによれば、飲食業を営む市内事業者のうち1店舗のみを有する事業者は約8割、複数店舗を有する事業者は約2割となっております。

この割合等から想定する申請事業者数は、1店舗のみを有する事業者は約2,600者、複数店舗を有する事業者は400者としております。

これに基づきまして、50万円を2,600者、100万円を400者と想定し、合わせて17億円余の予算としたところでございます。

○36番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をさせていただきます。

今、市民局長から5億2,800万円の事務経費、詳細について答弁いただきました。これは非常に大きな金額であります。

感染防止のための8割接触減は、一方で経済を崩壊させ、リーマンショックを超えて1929年の世界恐慌並みと言われ、企業倒産、失業者が増加し始めています。

そこで、委託業者と契約する際に、市内の雇用状況に鑑みて地元雇用という要件を入れるということは検討されないのか、伺っておきたいと思います。

次に、経済局にお伺いいたします。

休業要請の枠組みはどの範囲とするか、法の制定時に本来徹底議論すべきでありました。今回の休業要請対象となっているけれども、1,000 平米という面積基準がどのような理由で策定されたのか、1,000 平米以下の個人事業主の方が圧倒的に多い実情から、今後大きな関心事になり続けます。

3密が今の御答弁で、法の定めということ、それから大型店の場合は市外から多数の不特定の方々がみえられるということで、1,000 平米以上としたけれども、今後影響を見ながら対応していきたいということでありましたので、これは静岡市としてもきちんとした対応だと思えます。

次に、理容・美容についてでありますけれども、東京都と政府の間で大議論があったわけでありまして。一見、決着したかのように思われますが、自治体においてどのように扱うかは市長の判断で可能となるはずであります。田辺市長の英断によって、飲食店は法の枠を越えた感染防止のための休業要請の対象となりました。

4月 28 日には静岡県理容生活衛生同業組合からも、静岡市長に要望書が出されました。先ほどのエステ、理容の事業主の方々の要望にも含まれています。なぜ理髪店、美容院は休業要請の対象にしなかったのか、なっていないのか、伺っておきたいと思います。

そして、当初、協力金の対象事業者とされていなかった農業法人、NPO法人、社会福祉法人などは、4月 27 日の段階で対象に変更となっております。その対象となった経過と考え方について伺っておきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○市民局長(深澤俊昭君) 特別定額給付金に関する委託業務を契約する際に、地元雇用といった要件を入れることを検討できないのかについてですが、現在、委託業務の詳細について、準備作業を進めているところでありまして、給付に至るまで多くの人員が必要になることが想定されるため、委託業務の仕様書に地元雇用の要件を設けるなど、本市における雇用機会の増加につながるよう検討を進めております。

22○危機管理統括監(海野 強君) 理髪店、美容院を休業要請の対象にしなかったのかについてですが、理美容業は政府の基本的対処方針において、住民の生活衛生を保つための必要な事業の継続が求められる事業者位置づけられており、静岡県が行う休業要請の対象になっておりません。

本市としては、静岡県が行う休業要請のほか、同時に多くの方が利用されるなどの理由から、飲食店に対し休業要請を行っております。

一方、理容・美容業者については、飲食店とは利用形態が異なることから、休業要請の対象としておりません。

○経済局長(加納弘敏君) NPO法人等を対象事業者とした経緯等についてですが、県では他都道府県の事例を踏まえまして、NPO法人等を対象事業者に追加いたしました。

本市としては、当初は中小企業及び個人事業主を対象としておりましたが、県とも歩調を合わせ、感染症拡大防止の観点から、これらを対象としたものでございます。